

くらしのパートナー

ダイエットサプリの定期購入 ～1回限りと思ったら4回購入の条件が!?!～

事例 SNSで「購入回数条件なし、定価3,850円が初回1,500円引き」というダイエットサプリメントの広告を見て、1回だけ買うつもりで販売サイトにアクセスし購入した。初回の商品が届いた2週間後に3袋届き、1万1550円の請求書も同封されていた。販売サイトに「定期購入していない」と連絡をしたら「クーポンを利用している。4回購入が条件だ。4回購入しないと解約できない。サイトに記載してある」と言われた。クーポンは利用したが、4回購入条件はなかったと思う。解約して2回目分を返品したい。

解説 スマートフォン等で「購入回数条件なし」の初回格安のサプリメント、化粧品等の広告を見て、1回だけ、またはいつでも解約可能な契約だと思って申し込んだが、いつのまにか「複数回購入が条件の定期コース」になっていた、との相談が多く寄せられています。

事例では1回限りだと思って商品を申し込んだ後、「お得なクーポンを利用する」のボタンを押すと、4回の購入条件や支払総額が表示されたと思われます。その後「注文する」ボタンを押して、4回購入条件の定期コースに変更されたようです。また、画面に残り時間がカウントダウン表示され、焦って内容をよく確認しないまま注文ボタンを押す事例もあります。最終確認画面に購入条件が表示されますが、「クーポン利用」の文字に比べ目立たず、消費者には認識できなかったようです。販売業者は「4回購入が条件とサイトに記載している」として、なかなか解約に応じません。

誤認させる表示だった場合、契約の取り消しを主張できる可能性があります。販売サイトに「広告画面」「最終確認画面」の提示を求めましょう。ネット通販利用時には「最終確認画面」で定期購入ではないか、定期購入の場合2回目以降の商品価格や支払総額、回数の定めがないか、解約方法等を必ず確認しましょう。最終確認画面は必ず保存しましょう。



イラスト: まつなげ もえ

正しく知ろう！健康食品

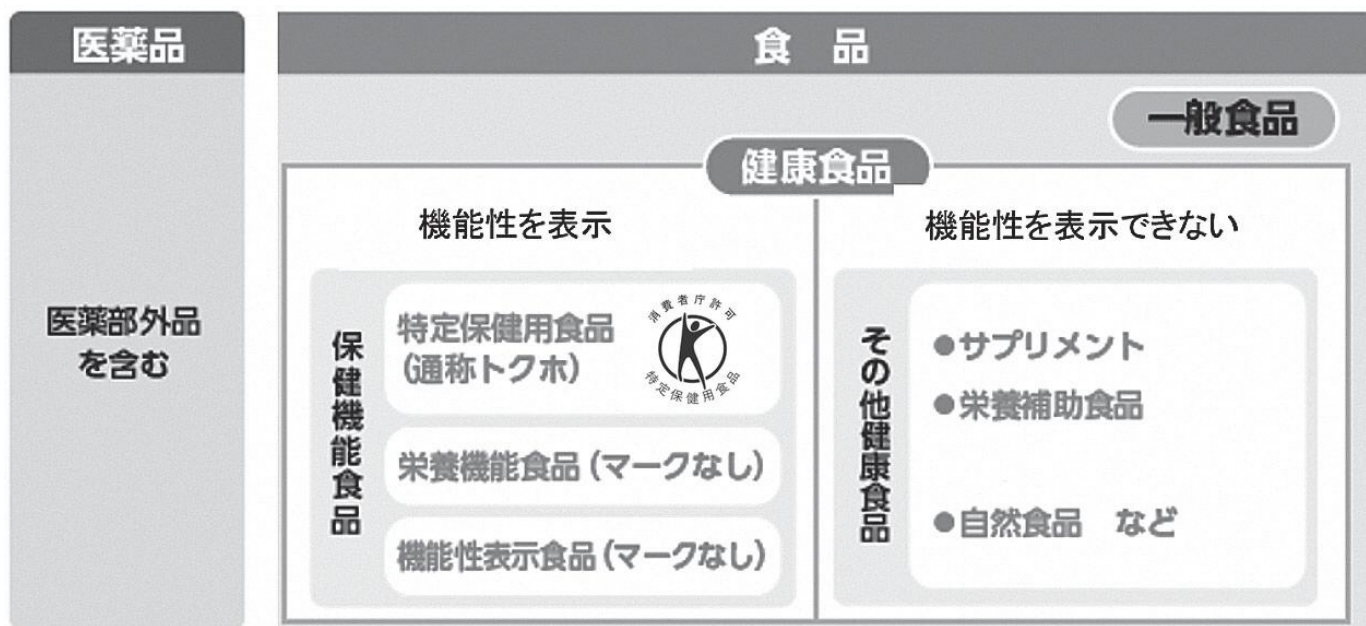
一般社団法人 Food Communication Compass
代表 森田 満樹氏

健康志向の高まりから、さまざまな健康食品やサプリメントが販売されています。しかし、時に健康被害が起きたり、使い方によっては医薬品との相互作用が起きることもあります。どのような点に注意をすればよいのでしょうか。

● 健康食品の分類

健康食品は、一般的には健康にいいことをアピールした食品全般のことです。ただし、健康に対する効果の表現は制限されており、「〇〇(病気の名前)が治る」「老化防止」などの表示は禁止されています。

こうした健康食品のなかでも国が一定の基準を定め、機能性などを表示しても良いとする制度が「保健機能食品制度」です。保健機能食品は、「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」の3つに分類され、国が設定した基準等を満たした場合に、からだにより作用を表示することができます(図)。保健機能食品以外の健康食品は、機能性を表示することができません。



なお、「栄養補助食品」「栄養強化食品」「自然食品」などの名称で販売されているものを見かけます。これらは法律上の規定はなく、機能性は表示できませんので、用語に惑わされないようにしましょう。健康食品を利用する場合は、まずは分類があることを知り、自分が選ぶ健康食品がどれに該当するか確認しましょう。

● 3つの保健機能食品の特徴

保健機能食品の3種類について、それぞれ特徴をみてみましょう。

① 特定保健用食品

国が有効性、安全性など科学的根拠について審査し、消費者庁長官が表示を許可している食品です。トクホマークが目印です。マークの上には「消費者庁許可」と書かれています。トクホの表示は、許可表示、1日の摂取目安量、摂取方法、注意事項などが書かれています。


たとえば同じように見えるトクホのお茶でも、許可表示を見ると血圧、血糖値、体脂肪など機能が異なり、目安量も1日3回のものもあれば、1回でよいものもあります。よく読んで活用するようにしましょう。

② 栄養機能食品

ビタミンやミネラルなど特定の栄養成分を補給するために利用される食品で、成分ごとに機能が表示できます。トクホのようにマークはありませんが、「栄養機能食品(〇〇)」(〇〇の中にビタミンやミネラルの種類が入る)の文言が選ぶ際の目安となります。

③ 機能性表示食品

2015年にできた制度で、事業者が安全性や機能性など一定要件を満たした情報を消費者庁長官に届出をした食品です。トクホのように国による審査を必要としないため、多くの企業がチャレンジして2024年4月までに7,000件ちかくが届出されています。機能性表示食品の表示は、届出番号、届出表示、1日当たりの摂取目安量、摂取方法、摂取上の注意などがぎっしり書かれています。よく読んで利用してきましょう。さらに詳しい情報を知りたい方は、消費者庁のデータベースで届出番号等を検索すると、届出情報を確認することができます。

	特定保健用食品	栄養機能食品	機能性表示食品
制度	個別評価型（国が安全性、有効性を確認）	規格基準型（自己認証）	届出型（一定要件を満たせば事業者責任で表示）
表示	構造・機能表示、疾病リスク低減表示 例) おなかの調子を整えます	国が決めた栄養機能表示 例) カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です	事業者責任で構造・機能表示 例) 目の健康をサポート
対象成分	食物繊維、オリゴ糖、カテキンなど多種類	ビタミン13種、ミネラル6種、n-3系脂肪酸が対象。成分ごとに含有量や表示方法など基準が定められている。	ビタミン・ミネラルや成分特定できないものは除く様々な成分。トクホ成分とだぶる場合もあり
マーク	あり 	なし	なし

● サプリメント形状の食品に特にご注意を

保健機能食品を含む健康食品の中で、錠剤やカプセルなど、サプリメント形状で医薬品に似ているものがあります。「薬のようなもの」というイメージがあるようですが、医薬品ではなく、あくまで食品です。これらは成分が濃縮されていて、しかも毎日摂取するため作用が強く、安全性には特に注意が必要です。また、過剰摂取により健康被害が起こることがあります。誰かにとってよい健康食品が、あなたにとってよいとは限りませんので、体調不良が現れたらすぐに使用を中止しましょう。

また、健康食品の広告は、魅力的なキャッチコピーや図・グラフ、利用者の体験談などが書かれています。これらは景品表示法や健康増進法で規制されていますが、消費者を誤認させるとして違反が後を絶ちません。また、解約したくても事業者が解約に応じてくれないといったトラブルもありますのでこちらも注意しましょう。

エシカル消費を知っていますか？

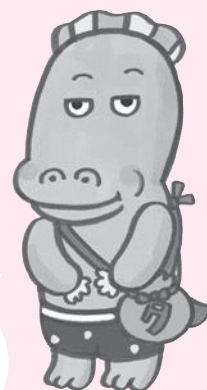
「エシカル」とは「倫理的な」「道徳的な」という意味で、ものやサービスを購入するときに、人や社会、環境に配慮したものを選ぶことを「エシカル消費」と言います。

エシカル消費は、SDGsの12番目の目標「つくる責任 つかう責任」の達成につながります。

例えば…



買い物をするときに、
「この商品は どうやって作られているのかな」
「地球にやさしいのかな」と
 少し立ち止まって考えてから
 商品を選ぶことが、
 エシカル消費の第一歩だよ!



未来の私たちのために、
 できることから始めてみませんか。

文京区消費生活センター

〒112-8555
 東京都文京区春日1-16-21
 文京シビックセンター地下2階
TEL 03-5803-1105 / FAX 03-5803-1342
相談専用 TEL 03-5803-1106
 受付時間 9:30～16:00 (月～金 ※祝日・年末年始を除く)

文京シビックセンター 最寄駅

- 地下鉄
 東京メトロ丸ノ内線・南北線
 →後樂園 下車
 都営三田線・大江戸線
 →春日 下車
- 都営バス
 →春日駅前 下車
- 文京区コミュニティバスB-ぐる
 →文京シビックセンター 下車

